

全銀協 TIBOR 公表に係るコンティンジェンシー・プラン 新旧対照表

※変更箇所：下線部

新	旧	備考
2. 非常事態発生時に実施する措置 (3)広域大災害発生等の場合の取扱い 広域大災害発生時等、上記 2. (2)②によらずに全銀協 T I B O R の公表を中止することが適切と判断される場合には、運営機関の理事長の決定により、全銀協 T I B O R の公表の中止を決定し、これを公表する。<u>また、運営機関の理事長が事故等により、その職務を行えない場合には、次に掲げる者が、当該順位で理事長の職務を代行するものとする。</u>なお、この場合には、前日の公表レートを当日の全銀協 T I B O R とする。 ① <u>運営機関の副理事長</u> ② <u>全銀協 T I B O R 運営委員会の委員長</u> ③ <u>理事会が事前に指定した者</u>	2. 非常事態発生時に実施する措置 (3)広域大災害発生等の場合の取扱い 広域大災害発生時等、上記 2. (2)②によらずに全銀協 T I B O R の公表を中止することが適切と判断される場合には、運営機関の理事長<u>または副理事長</u>の決定により、<u>また、運営機関の理事長および副理事長の事故等により、その職務を行えない場合には、運営機関の全銀協 T I B O R 運営委員会委員長、または、これに代わる者として運営機関の理事会が事前に指定する者の決定により、</u>全銀協 T I B O R の公表の中止を決定し、これを公表する。 なお、この場合、前日の公表レートを当日の全銀協 T I B O R とする。	⇒全銀協 TIBOR 業務規程第 50 条について、広域大災害発生時等の対応として決定権限を理事長に集約したうえで、代行順位を明確化したことの反映。

以 上